

公募に関するQ&A

2025年4月28日

資料名	No	該当項目・内容	問	答
1. 研究開発構想	1-1	1.(3)事業の内容	設定された中間目標を達成できない場合、事業途中で打ち切りとなるのか。	中間目標未達であった場合も、必ずしも直ちに事業打ち切りとなるわけではありません。NEDOやPD／PO等において対応を協議します。なお、事業継続との判断となった場合、実施計画の見直し等を行う可能性があります。
	1-2	3.(1)研究開発成果の取扱い	研究開発成果にバックグラウンド知的財産権が含まれる場合、無条件に利活用を認める必要があるのか。	知的財産権の利活用については、NEDO 経済安全保障重要技術育成プログラムにおける知財マネジメント基本方針に基づき、実施者間で協議いただくため、無条件で利活用を認める必要はありません。ただし、研究開発成果の利用につなげていくため、バックグラウンド知的財産権も含めた知的財産権の利活用が円滑に進むよう実施者間で検討いただくことになります。
2. 公募要領	2-1	2.(3)事業内容	シーズ寄りや原理検証を含めた改良など、早期段階の研究についても提案が可能か。	早期段階の研究を含む提案を否定しませんが、研究開発構想で定められた目標やスケジュール等を踏まえた提案をお願いします。なお、当該事業については、研究開発構想で定められた研究開発項目のすべてを実施するための提案を必要としているため（複数者の分担による連名提案可）、一部の項目のみに対する提案は受け付けておりません。
	2-2	2.(4)事業期間	図の「研究開発のスケジュール」に記載されたとおりのスケジュールでなければ提案できないのか。	仮に、本研究開発項目の実施が、本計画よりも前倒しで実施が可能な提案があるのであれば、そのような提案を行うことも可能です。
	2-3	2.(4)事業期間	ステージゲート審査と中間評価の違いは何か。（中間評価は継続可否を判断する委員会ではないか。中間評価の目的は。）	研究開発構想に記載されているとおり、本事業ではステージゲート審査は実施いたしません。但し、中間評価は2027年度中に実施します。中間評価は研究開発構想及び「経済安全保障重要技術育成プログラムの運用・評価指針」に基づき、その評価結果を予算配分を含めた研究計画に反映する（加速、減速、中止を含む）ことを目的として行うことを予定しています。
	2-4	2.(4)事業期間	事業期間中に途中から参画することは可能か。	現時点では、当初に提案がなかった実施者の途中からの参画は想定していません。なお、仮に、NEDO等が事業期間中に実施者の追加が必要と判断した場合にあっては、原則、公募・審査により実施者の選定を行います。
	2-5	2.(4) 事業期間	2027年度以降の委託契約期間は最長何年か。	原則、研究開発構想の「2.(2)事業の実施期間」における各期の期間の中間評価・までの期間を契約期間とすることを予定しています。なお、2027年度以降に限らず、当初の提案において一部の実施者が一部の期間のみ研究開発を実施する計画が提示された場合は、審査の結果、それに応じた契約期間とする可能性はあります。
	2-6	2.(4) 事業期間	当初の契約期間は、2025年度～2027年度の2年間（研究開発項目②）としているが、提案時点において研究開発項目③以降分の計画や予算を詳細に検討することが難しい場合、どの程度の精度が求められるか。	提案における事業期間全体の計画が審査の対象となるため、研究開発項目②「機体開発（初期型）」の目標達成に加えて、研究開発項目③「機体開発(完全な自律制御・分散制御技術の実装、ミッション対応型)」に向け、初期仮説を立てたストーリーラインを含めて提案書を作成してください。
	2-7	2.(4) 事業期間	中間評価の時期は、研究開発構想に記載の年度に必ず従う必要があるのか。	仮に、本研究開発項目の実施が、本計画よりも前倒しで実施が可能な提案があるのであれば、そのような提案を行うことも可能ですが、その上で、中間評価の実施時期はNEDO側の判断となります。
	2-8	2.(4)事業期間：中間評価	中間評価の具体的な実施時期はいつか。	NEDO事業では通常、年度の後半で実施していますが、現時点では、具体的な実施時期までは決定していません。
	2-9	2.(5) 事業概要；予算	採択件数および金額の目安が決まっているか。	現時点では決定していません。応募状況や提案内容を踏まえた審査の結果、研究開発構想で定められた事業の予算の範囲内で決定します。
	2-10	2.(6)制度の推進体制	PDもしくはPOは、具体的にどのような役割を担うのか。	「経済安全保障重要技術育成プログラムの運用・評価指針」に基づき、研究開発課題の採択・進捗管理・評価の指揮・監督等を行います。
	2-11	3.応募要件	事業期間中において実施者側の体制変更は可能か。	所定の手続きを行うことで体制変更することも可能です。変更の内容により手続きが異なります。また、事業目的達成の観点から、変更の内容によっては認められないこともあります。
	2-12	3.応募要件	個人事業主でも応募は可能か。	応募できません。法人格を有することが条件となります。
	2-13	3.応募要件	製造業の場合、資本金が3億円を超過している場合でも従業員が300人以下であれば中小企業に該当するのか。	中小企業基本法における定義に基づき、従業員の基準を満たしているため、該当します。
	2-14	3.応募要件	過去にNEDO事業に採択されたことがあるが、応募は可能か。	提案内容が異なるものであれば応募できます。
	2-15	3.応募要件	上場企業は応募できないのか。	応募できます。上場しているか否かは応募要件としておりません。
	2-16	3.応募要件	研究代表者は企業、アカデミアどちらでも良いのか。	企業、アカデミアいずれも可能です。
	2-17	3.応募要件	他のNEDOのプロジェクトに採択が内定している場合は、応募できないのか。	応募は可能ですが、重複排除の観点から、同一の研究開発テーマに対して受託することはできません。異なる研究開発テーマの場合、双方の事業を実施できる体制を有しているかも含めて審査されます。

2-18	3.応募要件	大学単独での全体提案が困難な場合、企業と連携・分担する計画として連名提案することはできるか。	可能です。
2-19	3.応募要件	主たる研究分担者には誰が該当するか。	再委託先・共同実施先等において、研究開発課題の実施にあたり主たる役割を担う研究者が該当します。
2-20	4.(4)提案書類	研究開発課題の実施責任者（研究代表者）には誰が該当するのか。	NEDOにおいては、提案者の研究開発責任者が該当します（再委託先は除きます）。
2-21	4.(4)提案書類	事業途中で複数企業の共同出資により会社を設立し、その会社が本事業を実施していくことは可能か。	所定の手続により、事業目的達成の観点からNEDOが認めた場合は、可能です。
2-22	4.(4)提案書類	企業を代表とするコンソーシアムに大学が参画する場合、再委託と共同提案のどちらを選ぶべきか。	どちらの形態も可能ですので、計画に即した妥当な形を検討の上で提案してください。
2-23	4.(4)提案書類	共同提案者（大学含む）から再委託することは可能か。	可能です。なお、国立研究開発法人から民間企業への再委託又は共同実施（再委託先又は共同実施先へ資金の流れがないものを除く。）は、原則認めておりませんので、ご注意ください。
2-24	4.(4) 提出書類：国内外企業と連携している事を示す資料	国外の企業と共同研究を行っている場合の提出書類について既定のフォーマットは有るか。	特に既定のフォーマットは設けておりませんので、客観的に内容が判る説明資料の提出をお願いします。
2-25	4.(4) 提出書類：その他の研究費の応募・受け入れ状況（詳細は別添7）	提出資料（別添7その他の研究費の応募・受け入れ状況）の対象について、研究の代表者だけで良いか。研究者全員分が必要か。	研究者全員分ではなく、各法人における研究開発責任者の分を提出ください。再委託先、共同実施先も含みます。
2-26	4.(4) 提出書類：その他の研究費の応募・受け入れ状況（詳細は別添7）	公的資金（競争的研究費）を除くその他の研究費の状況を記入とは具体的にどういったものか。	競争的研究費（※）を除き、公的資金や民間資金による研究費（国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等の個別の研究内容に対して配分されるもの）全てについて記載してください。 ※内閣府 競争的研究費制度（ https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/ ）
2-27	4.(4)提出書類：財務諸表	創業3年未満もしくは休業中で3年分の決算報告書及び納税証明書が提出できない場合、応募できないのか。	応募可能です。3年分の決算報告書及び納税証明書が提出できない場合、0～2年分の決算報告書及び納税証明書に加えて、合計残高試算表、資金計画（融資、出資、営業収益、設備投資などの計画）などを提出してください。
2-28	4.(4)提出書類：財務諸表	財務諸表について、決算期の関係で今年度の決算報告書をまだ作成していない場合、どうすればよいでしょうか。	既に作成されている最新の決算報告書を含め直近3期分を提出してください。
2-29	4.(4)提出書類：事業報告	事業報告書と財務諸表をHPで公開しているが、提出に代えてそのURLを記載することでもよいのか。	URLの記載を代替として受け付けます。
2-30	4.(4)提出書類：財務諸表	連名提案を行う場合、代表提案者が共同実施者かによらず全提案者の財務諸表の提出が必要か。	全提案者の分を提出してください。
2-31	4.(4)提出書類：財務諸表	事業報告書の作成をしていないがどの様な資料を提出すればよいのか。	会社法に基づき作成されている事業報告書を指していますが、作成されていない場合は、それに準じた内容の資料を作成して提出してください。
2-32	4.(4)提出書類：財務諸表	貸借対照表(B/S)、損益計算書(P/L)、キャッシュフロー計算書(C/F)の提出について、C/Fがない場合はどうすればよいのか。	キャッシュフロー計算書(C/F)がない場合は、それに準じた内容の資料を作成して提出してください。
2-33	4.(4)提出書類：契約書(案)に疑義がある場合その内容を示す文書	契約書（案）に疑義がある場合の提出書類について、代替案とする契約書全体の添付等が必要か。	疑義の内容を示す文書を提出してください（代替案とする契約書自体の添付は不要）。なお、疑義がない場合については資料提出は不要です。提案書類別添1の「6. 契約等に関する合意」で疑義がないことを記載してください。
2-34	提案書の記載事項	提案書の作成にあたり注意すべきことはあるか。	「～を確認する」「～を検討する」等の抽象的な表現での記載は避け、確認または検討した結果、その成果をどのように目標達成に繋げていくのかという形式で記載して下さい。
2-34	6.(1) 審査の方法について	面接審査において、提案書のほか面接審査用の資料を別途提出する必要があるか。	面接審査においては、提案書の内容を説明いただけます。提案書のほか適宜補足説明資料を用いることも可能とする予定ですが、詳細は面接審査の実施に先立ち別途ご連絡いたします。
2-35	6.(4) スケジュール	書面審査で一定の評点を付した提案についてはどのように進められるのか。	書面審査で一定の評点を付した提案については、提案の更なる詳細を審査するために、採択審査委員会において、提案者に対して提案内容のヒアリングを行うこととします。対象者には6月中旬頃に、ヒアリングへの出席依頼とヒアリングの日時等をご連絡しますので、ヒアリング対応者の日程確保をお願いします。ヒアリングを必要とする提案の応募代表者のみにご連絡いたします。
2-36	7.(9) NEDO事業遂行上に係る安全管理措置の確認票（詳細は別添6）	別添6、のうち「Ⅲ. 本事業で求められる安全管理措置」においては、措置状況で「措置済み」「今後において対応」との区分があるが、契約締結時までにはすべて措置済みとなっている必要があるか。	必ずしも契約締結時にすべて措置済みになっていることを求めるものではありません。確認票において「今後において対応」と記載した内容及び採択条件が付された場合には、事業実施中に措置を講じていただくこととなる場合もあります。なお、措置に係る費用は直接費として計上可能です。
2-37	7.(12) データマネジメント	“委託者指定データがない場合”とは。	受託者が本事業の実施により取得したデータをNEDOで管理しない場合を指します。本事業では受託者が取得したデータをNEDOで利活用することを想定していないため、「委託者指定データがない場合」が適用されます。
2-38	7.(21) 研究開発資産の帰属・処分	プロジェクト実施期間中に資産の所有権の移転を行うことは可能か。	委託費により取得した資産の所有権はすべてNEDOに帰属するため、所有権の移転はできません。
2-39	7.(21) 研究開発資産の帰属・処分について	事業終了後、NEDOに帰属する取得財産を実施者が買い取る必要があるか。	委託契約において、委託業務の完了後又は委託期間終了後、NEDOが提示する譲渡価格をもって有償譲渡する等の規定をします。詳細は委託契約約款をご確認ください。
2-40	4.(5) 提出にあたっての留意事項：e-Rad / 共同実施先	e-Rad上研究分担者の登録について、共同研究者全員の登録が必要か。	全員の登録は不要です。代表提案者が共同研究者も含めて各委託先及び共同実施先の代表となる研究者を登録下さい。
2-41	指定基金協議会の設置及び運営について	協議会は誰が設置・運営するのか。	本事業における協議会は、経済産業大臣及び内閣総理大臣が設置し、経済産業省及び内閣府が事務局を担当する予定です。

	2-42	指定基金協議会の設置及び運営について	協議会における研究開発代表者の役割はどのようなものか。	経済安保推進法における「研究開発代表者」は、本事業における研究開発等を代表する者として、協議会の設置に同意いただき、協議会運営にかかる相談等に対応いただくとともに、構成員の一人として協議会に参画いただくことになります。
その他	3-1	契約締結	共同で提案した場合、採択後、NEDOとは代表機関のみが契約するのか、参加企業それぞれが契約するのか。	共同提案の場合は、NEDOと参加企業それぞれが契約します。
	3-2	事業後の事業展開	事業終了後の開発製品の海外での事業展開について、経済安全保障の観点から制約があるのか。	外為法の遵守を前提として、海外での事業展開を制約する規定はありません。なお、国において今後設置される指定基金協議会の中で研究成果の取扱いについて検討がなされると理解しています。
公募説明会での質疑応答				
	3-2		先行研究のハードウェア実装を踏まえると、最終成果の出る時期が重要だと思いますが、いつくらいを予定しているか。	JSTとの連携だが、JST事業と相談の上話をしながら29年度までの間に最終成果を出して頂くことを目指して頂く。P16を見て頂きたい。

公募に関するQ&A（小型無人機の自律制御・分散制御技術関連）

1. 研究開発構想	4-1	提案書の記載事項（必須）	研究開発項目②「機体開発（初期型）」から「アウトカム目標達成」に至るまでのようなストーリーラインを示せばよいのか。	具体的研究内容を示した上で、達成目標をどのように達成していくのか、一連のストーリーラインを組み立てて提案書に詳細に示してください。
	4-2	提案書の記載事項（必須）	経済安全保障重要技術育成プログラムの研究開発構想「空域利用の安全性を高める複数の小型無人機等の自律制御・分散制御技術及び検知技術」（内閣府・文部科学省）（先行事業）との連携について、どのようなストーリーラインを記載すべきか。	研究開発構想には、「開発した要素技術には、先行事業で研究開発された自律・分散技術等を含む最先端技術の実装を念頭に、関係省庁等と設定する運用シナリオによって決定する実証実験を実施する」と記載されており、先行事業にて採択された3件（検知技術事業は除く）について、総論として一連のストーリーラインを組み立てて提案書に詳細に記載して下さい。
	4-3	提案書の記載事項（必須）	研究開発項目②から研究開発項目③の実施者への引継ぎについて何を記載すべきか。	研究開発構想には、「本事業の公募では、研究開発項目②及び③はそれぞれ別に事業を実施するものとする。ただし、各研究開発項目は継続性があるため、先行する研究開発構想を引き継いで実施できる体制を構築するものとする。」「研究開発項目③の実施にあたり、必要に応じて助言等を行うこと。」と記載されており、研究開発項目②の実施者はどのように研究開発項目③の実施者に引き継いで実施できる体制を構築するかについて詳細に記載して下さい。また、研究開発項目②の実施者から③の実施者への意見交換会を設置し、NEDO経済安全保障重要技術育成プログラムにおける「知財マネジメント基本方針」に沿って、情報交換を行って頂きます。
	4-4	提案書の記載事項（必須）	社会実装に向けた取組について何を記載すべきか。	研究開発構想には、「本事業は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号）に基づく指定基金協議会を設置した上で推進していく。」と記載されており、同法にある「(1)重要物資の安定的な供給の確保（サプライチェーン）、(2)基幹インフラ役務の安定的な提供の確保、(3)先端的重要技術の開発支援、(4)特許出願の非公開」に関する4つの制度等を参考に社会実装に向けた取組を記載下さい。
	4-5	提案書の記載事項（必須）	研究開発項目②のウ. 具体的研究内容に記載されている「実運用可能な一定のレベルの設定」について、〔1〕自律分散技術の革新、〔2〕社会受容性及び利便性の向上に向けた開発はどのように記載すべきか。	研究開発構想には、「研究開発項目②で開発する技術は、以下に定められた目標スペックから試験項目を設定し、初期型での単体試験・評価を行う。研究開発項目③の機体開発（完全な自律制御・分散制御技術の実装、ミッション対応型）にて実運用可能な一定のレベルに達していることとし、小型無人機へ搭載して実証実験を行うことを目標とする。」と記載されており、実運用可能な一定のレベルに達するまでの目標を設定して下さい。（詳細は公募説明会資料のP29, P30を参考にして下さい。）
	4-6	提案書の記載事項（必須）	研究開発項目②のウ. 具体的研究内容の〔3〕国際競争力を有する小型ドローンの基本性能向上に記載されている「合理的なレベル」について、どのように記載すべきか。	研究開発構想には、「初期型においては、その後の研究開発項目③において達成できることを想定の上で、技術の進歩を考慮し、合理的なレベルまで達成すること。」と記載されており、「自社での開発実績」と併せて「合理的なレベルを達成するまでの目標」を設定して下さい。（詳細は公募説明会資料のP31の表を参考にして下さい。）
公募説明会での質疑応答				
	5-1	先行事業との連携	先行事業のハードウェア実装を踏まえると、最終成果の出る時期はいつ頃か。	先行事業との連携を前提としつつも、具体的には本事業として2029年度までに最終成果を出していただくこととなります。なお、採択後に先行事業関係者と調整を行います。